

グリーンボンドや地域の資金を活用した低炭素化推進事業のうち 地域低炭素化推進事業体設置モデル事業 公募要領

平成 31 年度

平成 31 年 4 月
環境省大臣官房環境計画課

環境省では、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金により、グリーンボンドや地域の資金を活用した低炭素化推進事業のうち地域低炭素化推進事業体設置モデル事業の補助事業の公募を行います。

本事業の概要、対象事業、応募方法及びその他の留意点は、本公募要領に記載されておりです。

補助事業として選定された場合には、「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）及び「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金実施要領」（以下「実施要領」という。）に従って手続き等を行っていただくこととなります。

本事業への応募に当たっては、公募要領、交付要綱及び実施要領を熟読いただくようお願いいたします。

1. 事業の目的

国際的な気候変動への対応として 2015 年 12 月に採択されたパリ協定では、世界全体の平均気温の上昇を 2℃より十分下方に抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を追求することとされた。パリ協定を踏まえ、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）に基づき策定された「地球温暖化対策計画」（平成 28 年 5 月 13 日閣議決定）に基づき、温室効果ガスの 2030 年度 26%削減（2013 年度比。2005 年度比 25.4%減。）の中期目標の達成に向け、また、第 5 次環境基本計画（平成 30 年 4 月 17 日閣議決定）に掲げる地域循環共生圏の実現のため各種施策に着実に取り組む必要がある。

これらの目標の達成のためには、極めて巨額の投資が必要であり、こうした投資のすべてを公的資金でまかなおうとすることは現実的ではない。今後、これらの目標の達成のため、民間資金を低炭素化事業（再生可能エネルギー事業、省エネルギー事業等）に大量に導入し、活用していくことが不可欠である。

平成 28 年 4 月の電力小売自由化以降、再生可能エネルギーの普及、エネルギーの地産地消による地域経済の活性化、地域雇用の創出等を目的として、地域の再生可能エネルギーを活用した新電力事業を展開できるようになった。この事業を展開する地域新電力が自立的に普及し、地域の再生エネルギーの活用や省エネルギー化等の低炭素化を推進すれば、民間の創意工夫の下、地域における面的な低炭素化を、事業として持続的に展開することが期待できる。さらには、地方公共団体が率先的に事業に取り組むことで、

地域における面的な低炭素化にとどまらず、地域新電力が地域経済に貢献する仕組みを構築し、地域循環共生圏の創造に資することが期待できる。

本事業は、地方公共団体の戦略的な参画又は関与の下、市民、地元企業、地域金融機関等の地域の資金による出資を促すことにより、地域の再生可能エネルギー等から得られる低炭素な電力供給を主導する小売電気事業と相まって、地域における面的な低炭素化を事業として持続的に展開する事業体を普及させることを通して、エネルギー起源二酸化炭素の排出の抑制に資することを目的とする。

2. 事業の内容

(1) 概要

地方公共団体の戦略的な参画又は関与の下、地域における面的な低炭素化事業を実施する事業体を市民、地元企業、地域金融機関等の地域の資金によって設置する場合に、事業化(事業体の設置又は強化・拡充)に係る次の各号に掲げる費用の一部を補助する。

新たに小売電気事業を営む場合(事業体の設置)のみならず、すでに小売電気事業を営んでいる場合(事業体の強化・拡充)についても、本事業の対象である。

- 一 小売電気事業に当たって地域の需給バランスに即して電力の需給管理方法を構築するための調査・検討に要する経費
- 二 地域低炭素化推進事業の事業性・継続性の確保に向けて事業スキーム及びマネジメント体制を構築・強化するための調査・検討に要する経費
- 三 小売電気事業に係る電力の需給管理システム及び同システムと連携して地域低炭素化推進事業に貢献するシステム等の導入に要する経費
- 四 地域低炭素化推進事業に係る法令手続き及び当該手続きに係る関係機関等との調整に要する事務経費
- 五 補助対象事業とその他業務を区分できる人件費(地方公共団体は除く。)
- 六 補助対象事業に係る技術的助言を行う専門家の招聘に要する経費
- 七 補助対象事業に係る調査・検討を行う協議会の設置・運営に要する経費

ただし、小売電気事業に係る実行可能性調査(FS:フイージビリティ・スタディ)を未実施の事業及びエネルギー起源二酸化炭素の排出削減に資することが見込まれない事業体を設置する事業は、対象事業としない。以下に、本補助事業が支援する事業フェーズを図で示す。

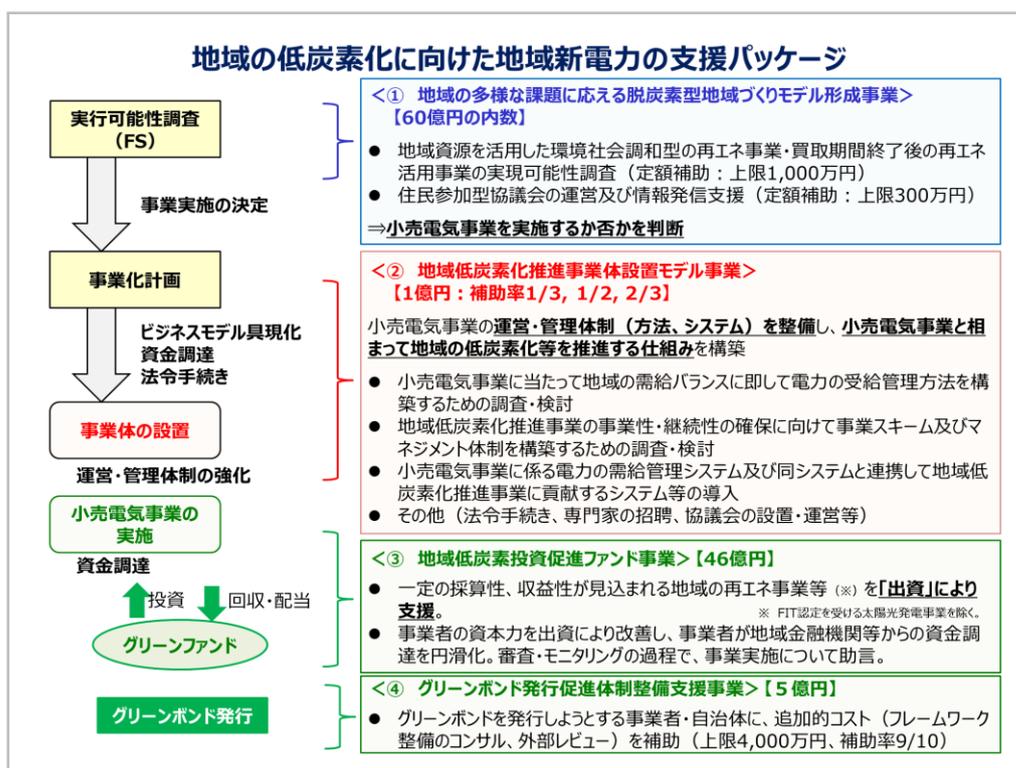


図 補助事業が支援する事業フェーズ

また、次の各号に掲げる経費は、補助対象経費としない。

- 一 小売電気事業に係る実行可能性調査（FS：フイージビリティ・スタディ）に要する経費
- 二 上記の2. 事業内容、（1）概要の各号に掲げる補助対象経費以外の設備の導入に要する経費
- 三 研究開発段階又は技術実証段階の設備の導入に要する経費
- 四 地域低炭素化推進事業とそれ以外の事業を区分できない経費
- 五 地域低炭素化推進事業体の資本金（出資又は増資に要する経費）
- 六 その他、地域低炭素化推進事業と直接関係のない経費

(2) 予算額

平成 31 年度は、1 億円（補助額ベース）を上限として採択する。

補助事業 1 件当たりの補助額は、最大 2,000 万円程度を目安とする。

(3) 補助対象事業

- 一 地域低炭素化推進事業体の設置事業

新たに設置する小売電気事業者(電力供給を開始していない小売電気事業者を含む。)又は小売電気事業に事業拡大しようとする者が地域低炭素化推進事業を営むため、電力の小売電気事業の運営・管理体制(方法、システム)の整備と相まって地域の低炭素化等を推進する仕組みを構築する事業

二 地域低炭素化推進事業の強化・拡充事業

電力供給を実施している小売電気事業者が地域低炭素化推進事業を新たに営むため、電力の小売電気事業の運営・管理体制(方法、システム)の強化・拡充と相まって地域の低炭素化等を推進する仕組みを構築する事業

(4)補助対象事業の要件

補助対象事業は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものであること。

- 一 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第21条に基づく地方公共団体実行計画(事務事業編若しくは区域施策編)若しくは同計画に類する地方公共団体が策定する計画に位置付けられた又は位置付ける予定の施策であること。
- 二 交付要綱第4条第1項第1号の補助事業(地域低炭素化推進事業体の設置事業)を活用する場合、補助事業の完了の日の属する年度の終了後1年以内に、電力供給を開始すること。
- 三 交付要綱第4条第1項第2号の補助事業(地域低炭素化推進事業の強化・拡充事業)を活用する場合、補助事業の完了の日の属する年度の終了後1年以内に、補助事業で構築した強化・拡充事業を開始すること。

(5)補助対象者

補助金の交付を申請できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 地方公共団体(都道府県、市町村、特別区、一部事務組合及び広域連合)
- 二 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人
- 三 事業ごとの特別法の規定に基づき設立された協同組合等
- 四 民間企業
- 五 特定非営利活動法人
- 六 その他環境大臣が適当と認める者

(6)補助対象者の要件

補助対象者は、(5)補助対象者に掲げる者において、次の各号に掲げる要件を全て満たすこと。

2者以上の事業者が共同で補助事業を実施する場合には、代表事業者、共同事業者とも、次の各号に掲げる要件を全て満たすこと。ただし、第一号に限り、代表事業者また

は共同事業者のいずれか1者以上がその要件を満たせば良いものとする。

- 一 補助事業を的確に遂行するに足る技術的能力を有すること。
- 二 補助事業を的確に遂行するのに必要な費用の調達に関し十分な経理的基盤を有すること。
- 三 補助事業の経理その他の事務について適切な管理体制及び処理能力を有すること。
- 四 環境省の求めがある場合、環境省に対して経理その他の説明・報告をできる体制を有すること。
- 五 交付要綱第4条第2項第2号、第3号、第4号、第5号又は第6号に該当する者の場合、地方公共団体が戦略的に参画又は関与する団体、自ら地域低炭素化推進事業を営もうとする団体又は補助事業完了後も継続的に地域低炭素化推進事業に参画若しくは関与する団体であること。

(7)補助率

次の各号に掲げるとおりとする。

ただし、地域低炭素化推進事業の強化・拡充事業（交付要綱第4条第1項第2号）の場合の資本金額は、交付申請時点の資本金額とする。

- 一 地元企業・団体及び一般市民の出資額が資本金額の1/2を上回る場合： 1/2
- 二 地方公共団体が出資する又は出資を予定している場合： 1/2
- 三 地方公共団体が出資する又は出資を予定しており、かつ地方公共団体、地元企業・団体及び一般市民の出資額が資本金額の1/2を上回る場合： 2/3
- 四 地域金融機関が出資し、かつ地元企業（地域金融機関を含む。）及び一般市民の出資額が資本金額の1/2を上回る場合： 2/3
- 五 上記以外の場合： 1/3

※二又は三の「地方公共団体が出資を予定している場合」で交付決定された場合、出資したことが分かる書類を当該年度の1月末までに提出すること。

1月末までに提出したことがわかる書類の提出がなされなかった場合、変更交付申請書を提出する必要がある、補助率は地方公共団体が出資していない場合の補助率となります。

(8)補助期間

単年度とする。

3. 補助対象事業の選定

- (1) 一般公募により選定する。

(2) 提出された事業実施計画書等をもとに厳正に審査を行い、以下の項目を総合的に評価した上、本事業の目的と照らし合わせて先進性・モデル性を有する提案者を補助事業者として選定し、予算の範囲内で内示する。

一 事業目的・内容の適格性

- ・地域性を踏まえた地域の低炭素化までのビジョンを描けているか
- ・地方公共団体の戦略的な参画又は関与により、効果的に地域の低炭素化を図れるか
- ・小売電気事業と相まって地域の低炭素化等を推進する仕組みが具体的かつ実効的であるか
- ・地域の低炭素化のポテンシャルとCO₂削減効果の見込みが整合しているか
- ・補助事業の成果の横展開の主体という自覚を持ち、横展開の目的、対象、方法等が具体的かつ実効的であるか

二 事業の自立性

- ・事業リスク及びその対策を念頭に置きながら、補助事業実施後の事業体の自立に必要なスキル・ノウハウを蓄積しようとしているか
- ・地域低炭素化推進事業のノウハウを蓄積し、地域内の利益を最大化する工夫を講じているか
- ・再生可能エネルギー電源開発等、地域の低炭素化への再投資が見込まれるか
- ・需要家等を安定的に確保し増加させる方法が具体的かつ実効的であるか
- ・地方公共団体の戦略的な参画又は関与を活かしながら事業体が自立するロードマップが描かれているか
- ・専門家の指導・助言の下、事業の継続性を高める工夫を講じているか
- ・事業性評価、資金調達等の面で、地域金融機関が積極的に参画又は関与する体制であるか
- ・事業の進捗管理の方法（PDCA体制を含む。）が具体的かつ実効的であるか

(3) 審査方法は、事業実施計画書等に基づく書面審査及び審査委員会によるヒアリング審査とする。ヒアリングの日時・場所、方法等の詳細は、別途、環境省から各応募者に連絡する。

なお、必要に応じて、追加資料の提出を求める場合がある。

4. 公募案内

(1) 応募方法

4（3）の応募書類を、公募期間内に4（5）の提出先へ提出（郵送又は持参）する。提出する際は、あらかじめ電話により4（5）の提出先へ連絡すること。

書類は封書に入れ、宛名面に「地域低炭素化推進事業体設置モデル事業応募書類」と赤字で明記すること。

なお、公募期間内の応募であっても、補助対象の要件を明らかに有しない者の応募書類、又は提出された応募書類に不備がある場合は、受理しない。

(2)公募期間

平成31年4月8日（月）～平成31年5月10日（金）17:00 必着

(3)応募書類

次の各号に掲げるとおりとする。

添付書類には、通しの書類番号（及び必要に応じてページ番号）を明記すること。

一 応募書類のかがみ

二 事業実施計画書

ア 経理状況説明書（直近の2決算期に関する貸借対照表及び損益計算書）＜地方公共団体以外の者の場合＞

イ 定款又は寄附行為＜地方公共団体以外の者の場合＞

ウ 地方公共団体実行計画（事務事業編・区域施策編）又はこれらに類する地方公共団体が策定した計画

エ 小売電気事業に係る実行可能性調査（FS）の業務報告書又はこれに類する資料

オ 需給管理システム及び同システムと連携して地域低炭素化推進事業に貢献するシステム等のシステム仕様、フロー図＜需給管理システムを導入する場合＞

カ 補助事業の工程表

キ 事業体の設置又は強化・拡充までの工程表

ク COOL CHOICE 賛同証明書の写し＜賛同済みの場合＞

ケ 事業実施体制図

コ 事業体の構成員との連携に関する合意文書又は覚書（各構成員の出資額・比率が決定していれば明記）

サ 会社を設立している場合等は、出資金額や出資比率が分かる書類

シ 補助事業に係る歳入歳出予算書（見込書）抜粋＜地方公共団体の場合＞

ス 資金調達計画＜地方公共団体以外の者の場合＞

セ 国のモデル都市等の選定証の写し＜選定されている場合＞

ソ 地方公共団体におけるSDGsの取組方針・状況等の資料＜取組実績がある場合＞

タ 地方公共団体が出資を予定していることを示す予算要求に係る資料
※当該年度の1月末までに提出したことが分かる書類を提出すること。

三 経費内訳

経費内訳の算定根拠（工種（業務）ごとに区分し、人件費、業務費等の費目の詳細を記載した見積書又は計算書）

四 推薦書 <地方公共団体以外の者の場合>

五 その他、必要に応じて、環境省が求める資料

(4)提出部数

正本1部及び副本（コピー）9部

上記電子データを保存した電子媒体（CD-R 又は DVD-R）2部

(5)提出先

環境省大臣官房環境計画課

〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2

Email： SOKAN_CHIIKI@env. go. jp

電話： 03-5521-8232

(6)問い合わせ先

公募全般に対する問い合わせは、極力、電子メールにて行うこと。

電子メールの件名（題名）は「地域低炭素化推進事業体設置モデル事業に関する問い合わせ」とすること。

環境省大臣官房環境計画課

Email： SOKAN_CHIIKI@env. go. jp

5. 留意事項等

(1)交付申請

公募により選定（内示）された補助事業者は、補助金の交付申請書を提出する（申請手続等は交付要綱及び実施要領を参照。）。その際、補助対象経費は、当該年度に行われる事業で、かつ当該年度中に支払いが完了するものとする。

(2)交付決定

環境省は、提出された交付申請書の内容について以下の事項等に留意しつつ審査を行い、補助金の交付が適当と認められたものについて交付の決定を行う。

- ▶ 申請に係る補助事業の全体計画（工程表、資金調達計画等）が整っており、準備が確実に行われていること。
- ▶ 申請に係る補助対象経費が、補助事業と類似の事業において同程度の規模、性能を有すると認められるものの標準価格等を参考として算定されているものであること。
- ▶ 補助対象経費には、国からの他の補助金（負担金、利子補給並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 2 条第 4 項第 1 号に掲げる給付金及び同項第 2 号に掲げる資金を含む。）の対象経費を含まないこと。

(3)事業の開始

補助事業者は、環境省からの交付決定を受けた後に事業開始すること。交付決定を受ける前に事業開始してはならない。

補助事業者が他の事業者等と委託等の契約を締結するにあたり注意しなければならない主な点（原則）を以下に示す。

- ▶ 事業の契約・発注日は環境省の交付決定日以降であること。
- ▶ 補助事業の遂行上著しく困難又は不相当である場合を除き、競争原理が働くような手続きによって相手先を決定すること。
- ▶ 当該年度に行われた委託等に対して当該年度中（出納整理期を含む。）に対価の支払い及び清算が行われること。

(4)補助金の経理等

補助事業の経理に当たっては、帳簿及びその他証拠書類を備え他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支状況を明らかにしておく必要がある。

これらの帳簿及び証拠書類は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後 5 年間、いつでも閲覧に供せるよう保存しておく必要がある。

(5)実績報告、補助金の額の確定等

当該年度の補助事業が完了した場合は、事業終了後 30 日以内あるいは翌年度 4 月 10 日のいずれか早い日までに実績報告書を、また、補助事業の実施期間内に国の会計年度が終了したときは、翌年度の 4 月 30 日までに年度終了実績報告書を環境省宛てに提出すること。

環境省は補助事業者から実績報告書が提出されたときは、書類審査及び必要に応じて

現地調査等を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を決定し、補助事業者に確定通知を行う。

なお、自社調達及び100%同一資本に属するグループ企業からの調達によってなされた設計、工事、物品購入等については、原価計算により利益相当分を排除した額（製造原価）を補助対象経費の実績額とする。また関係会社からの調達分についても原則原価計算等により、利益相当分を排除した額（製造原価と販売費及び一般管理費の合計）を補助対象経費の実績額とする（別紙参照）。

(6) 補助金の支払

補助事業者は、環境省から確定通知を受けた後、精算払請求書を提出すること。その後環境省から補助金を支払う。ただし、財務省に協議したうえで真に必要があると認められる場合には、交付決定した補助金の一部について補助事業の期間中に概算払いをすることができる。

(7) 取得財産等の管理

補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（取得財産等）については、取得財産管理台帳を整備し、その管理状況を明らかにしておくとともに、財産を処分（補助金の交付の目的（補助金交付申請書及び実施計画書に記載された補助事業の目的及び内容）に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄することをいう。）しようとするときは、あらかじめ環境省の承認を受けること。また、補助事業により整備された施設及び機械器具には、環境省補助事業である旨を明示しなければならない。

なお、補助事業者が、補助事業の実施により設置又は強化・拡充した地域低炭素化推進事業体に取得財産等を譲渡する場合は、この補助金の交付の目的に反しない限り、あらかじめ交付要綱第21条第3項に基づく承認を受ける必要はない。ただし、この場合であっても、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」（平成20年5月15日付け環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知）別紙様式第2に準じて環境大臣にあらかじめ報告しなければならない。

(8) 事業報告書の提出

補助事業者は、補助事業完了後3年間の期間について、毎年度、地域低炭素化推進事業の実施状況、二酸化炭素の削減量等を取りまとめた事業報告書を実施要領の別紙様式により作成し、当該年度の翌年度の4月30日までに環境省へ提出すること。

提出の無い場合又は報告内容に疑義がある場合は、必要に応じて環境省による報告徴収や現地検査を行う。

なお、上記に拘わらず、環境省（環境省の請負先及び委託先を含む。）の求めに応じて、地域低炭素化推進事業の実施状況の報告を求める場合がある。

(9)会計検査院による実地検査

補助金の交付を受けた事業は、会計検査院による実地検査が行われる場合がある。補助事業者は、実地検査が行われる旨の連絡があった場合には、これに応じなければならない。

(10)補助事業の成果の横展開

本補助事業が地域低炭素化推進事業体の普及を目的に掲げ、先進性・モデル性を有する案件を採択し、その成果の地域内外への横展開を図ろうとしていることを踏まえ、補助事業者は、補助事業の成果を地域内外に積極的に発信すること。

(11)補助事業者の責務

補助事業者の取組内容に疑義がある場合、環境省（環境省の請負先及び委託先を含む。）は、必要に応じて、補助事業者に対して報告徴収や現地検査を行う。環境省が補助事業者の取組内容の改善を求めたときは、当該補助事業者は、改善措置を速やかに講じるとともに、環境省に報告すること。

(12)その他

上記の他に必要な事項は、交付要綱及び実施要領に定めているので参照すること。

補助事業における利益等排除について

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合、補助対象事業の実績額の中に補助事業者の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法如何に関わらず、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられる。

そこで補助事業においても今後の検査業務等に資することを目的として、下記のとおり利益等排除方法を定める。

記

1. 利益等排除の対象となる調達先

補助事業者（間接補助事業者を含む。以下同じ。）が以下の（１）～（３）の関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とする。

利益等排除の対象範囲には、財務諸表等規則第８条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用いる。

- （１）補助事業者自身
- （２）１００％同一の資本に属するグループ企業
- （３）補助事業者の関係会社（上記（２）を除く）

2. 利益等排除の方法

（１）補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象額とする。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいう。

（２）１００％同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は０とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

（３）補助事業者の関係会社（上記（２）を除く。）からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

注)「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明すること。また、その根拠となる資料を提出すること。